

25 琴情答申第 1 号
平成 25 年 11 月 26 日

琴平町教育委員会
教育長 三井 尚 様

琴平町情報公開審査会
会 長 山崎 壮太郎



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町教育委員会

諮問日 平成 25 年 9 月 30 日 (25 琴教委発第 229 号)

事件名 平成 25 年 9 月 2 日付 25 琴教委発第 198 号文書による非公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

琴平町教育委員会が、平成 25 年 9 月 2 日付で本件請求に対し、非公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、琴平町長に対し、平成 25 年 8 月 17 日付で、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成 26 年度以降の「いこいの郷公園」の管理運営業務委託契約に係る指定管理者の選定に関する書類、委託業務の仕様書、作業日程表、作業計画書その他の一切の業務について平成 25 年 8 月 15 日までに作成し又は取得した一切の文書

2 事案の移送

本件請求内容について、作成、管理する機関が琴平町教育委員会であるため、琴平町長は、条例第13条第1項の規定により、本件事案を教育委員会（以下「実施機関」という。）に移送した。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成25年9月2日付で本件処分を行い、異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成25年9月10日付で、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公開請求対象文書を開示する必要がある。
- (2) 本件決定通知書の「公開しない理由」欄記載の「文書不存在の為」は虚偽の記載である。公開請求対象の行政文書が1枚も存在しないことはあり得ない。

第4 実施機関の説明の要旨

1 非公開決定の理由について

実施機関の説明は、次のとおりである。

本件請求の文書類については、請求時点では公募要項等作成途中であり、文書としては存在しなかったため、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等について

本件異議申立てに係る請求文書は、「平成 26 年度以降の『いこいの郷公園』の管理運営業務委託契約に係る指定管理者の選定に関する書類、委託業務の仕様書、作業日程表、作業計画書その他の一切の業務について平成 25 年 8 月 15 日までに作成し又は取得した一切の文書」である。

2 不存在とする行政文書について

異議申立人は、公開請求対象文書が 1 枚も存在しないことはあり得ず、公開請求対象文書を公開する必要があると主張している。この点に関して、実施機関の説明によると、「本件請求時点では、平成 26 年度以降の琴平町いこいの郷公園の指定管理者の公募要項等の作成途中であったため、本件請求対象文書は存在しなかった。また、本件請求は、請求時以前の『平成 25 年 8 月 15 日までに作成し又は取得した』文書であるため、本件請求対象文書は不存在として本件処分を行った。」とのことであった。

当審査会としては、実施機関の説明は虚偽のものとは考えられず、不合理な点もないことから、本件請求対象文書は存在しないとして本件異議申立てに係る請求文書を非公開とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 平成 25 年 9 月 30 日 | 諮問 (25 琴教委発第 229 号) の受理 |
| (2) 同年 10 月 25 日 | 審議 |